平成２７年（フ）第２５５号
福井県あわら市国影第39号49番地　国影団地第16号
債務者　寺田　孝子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
長野県松本市波田1482－２　カルムプレインｙａｍａｄａＣ棟103、住民票上の住所長野県松本市大字島立1889番地
債務者　岩垂　英紀
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４号
兵庫県尼崎市小中島１丁目20番５－202号、従前の住所兵庫県宍粟市波賀町齋木1404番地
債務者　椴木　幸代
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２７号
徳島県海部郡海陽町大里字松原34番地113松原南団地１号室、前住所京都府八幡市男山松里12番地29
債務者　川戸　泰弘
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第２８号
徳島県海部郡海陽町大里字松原34番地113松原南団地１号室、前住所京都府八幡市男山松里12番地29
債務者　川戸眞智子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３２６号
宮崎市京塚町126番地１　金剛ビル203号、前住所宮崎市佐土原町下那珂10288番地
債務者　佐藤みなみ
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７５号
佐賀市水ヶ江２丁目11番19号　コーポ水ヶ江３　201
債務者　坂井　彰彦
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
佐賀市蓮池町大字蓮池９番地11、前住所佐賀市蓮池町大字見島495番地１
債務者　辻田　秋義
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
佐賀県鳥栖市松原町1780番地１　Ｋアントレ　Ｂ－102
債務者　今嶋　京子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０７号
佐賀県神埼市神埼町城原1448番地６サニーハイツ107
債務者　ペイントショップイノシタこと　井下　隆司
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
新潟県柏崎市四谷２丁目４番40－203号　シャンブル・ミサワ
債務者　中村　高行
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
山口県宇部市沼２丁目２－37－106号、住民票上の住所山口県下関市後田町４丁目23番21－605号
債務者　向原　　誠
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第８７号
青森県五所川原市金木町嘉瀬萩元146番地４
債務者　渋谷　達也
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
新潟県三条市西本成寺１丁目38番28－１号
債務者　小田　陽一
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２６４号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎548番地
債務者　佐藤　友次
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
神奈川県伊勢原市串橋225番地の３　セジュールＫ101号
債務者　藤原　隆徳
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部